法律公布奏上及び通知

六月八日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

推進の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律
東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律
農林水産省設置法の一部を改正する法律

承認を求めるの件送付及び通知

六月八日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件

人事異動

内　閣

（総務省人事・恩給局恩給企画課長）総務事務官　加瀬　徳幸
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局参事官を命ずる（六月六日）
○外務大臣臨時代理解職
（国務大臣）　玄葉光一郎
外務大臣松本剛明帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
（財務省大臣官房付）財務事務官　小林　一久
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局参事官を命ずる　大西正一郎　西山　圭太　鉢村　健
内閣官房原子力発電所事故による経済被害対応室参事官に任命する（各通）（以上六月八日）

法　務　省

高等裁判所長官　宮越　和厚
法制審議会委員に任命する　安倍　嘉人
法制審議会委員を免ずる（以上六月三日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、六月八日午前十時九分御出門、特別展示　明治丸の航跡を求めて　―海洋立国日本のあけぼの―を御覧のため、東京海洋大学越中島キャンパス（江東区）へ行幸啓、同十一時四十一分還幸啓になった。

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、神奈川労働局の関係事業主を代表する者亡畸進正の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成23年６月10日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、神奈川労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。
3　推薦締切日　平成23年６月24日
4　推薦書及び添付書類の提出場所　神奈川労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

(注)1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国家試験

平成23年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ｉ種試験（試験地那覇市）の再実施の公告

裁判所職員に関する臨時措置規則において準用する人事院規則８―18第23条第２項の規定に基づき、平成23年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ｉ種試験（試験地那覇市）の再実施について、次のとおり告知する。

平成23年６月10日　最高裁判所

1　再実施する試験の名称　平成23年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ｉ種試験
2　第１次試験　教養試験及び専門試験とする。
⑴　対象者　平成23年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ｉ種試験の受験申込者のうち、第１次試験地を那覇市としている者
⑵　方法
ア　教養試験　一般的知識及び能力について、択一式による筆記試験を行う。
イ　専門試験　専門的知識及び能力について、択一式により、次の科目の筆記試験を行う。
㋐　憲法
㋑　民法
㋒　次に掲げる科目のうち、受験者が選択する１科目
ａ　刑法
ｂ　経済理論
⑶　試験期日　平成23年６月25日（土）
⑷　試験地　那覇市
⑸　第１次試験合格者発表の期日　平成23年７月５日（火）
3　第２次試験　教養試験、専門試験及び口述試験とする。
⑴　対象者　平成23年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ｉ種試験の受験申込者のうち、第１次試験地を那覇市としている者
⑵　方法
ア　教養試験　課題に対する識見、判断力及び理解力について、論文式による筆記試験を行う。
イ　専門試験　専門的知識及び理論の応用能力について、論文式により、次の科目の筆記試験を行う。
㋐　憲法
㋑　民法
㋒　刑法
㋓　次に掲げる科目のうち、受験者が選択する１科目
ａ　民事訴訟法
ｂ　刑事訴訟法
ウ　口述試験　人柄などについて、個別面接による試験を行う。
⑶　試験期日
ア　教養試験及び専門試験の憲法　平成23年６月25日（土）
イ　専門試験（憲法を除く。）　平成23年６月18日（土）
ウ　口述試験　平成23年６月20日（月）から同年７月４日（月）までの間で、口述試験受験票により指定する日
⑷　試験地
ア　教養試験及び専門試験　那覇市
イ　口述試験　那覇市
⑸　第２次試験合格者発表の期日　平成23年７月13日（水）
4　第３次試験　口述試験とする。
⑴　対象者　第２次試験合格者
⑵　方法　人柄などについて、集団討論及び個別面接による試験を行う。
⑶　試験期日　平成23年７月20日（水）から同月22日（金）までの間で、第２次試験合格者に送付する受験票により指定する日
⑷　試験地　東京都
5　最終合格者発表の期日　平成23年８月５日（金）
6　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿は、最終合格者を高点順に記載する。採用は、採用候補者名簿の中から行う。